

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-200-16 ブローアウトパネル関連設備の設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>補足-200-16 ブローアウトパネル関連設備の設計 方針</p>	<p>工認資料構成の相違 （以下、付番等の相違については、差異理由の記載を省略）</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-200-16 ブローアウトパネル関連設備の設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		目次	
		補足1 ブローアウトパネル関連設備の要求機能について 補足1-1	表現上の相違
		補足2 原子炉建屋ブローアウトパネルの配置と構造について…………… 補足2-1	設備名称の相違 設備の相違 ・女川は原子炉建屋ブローアウトパネルの枚数変更なし
		補足3 止め板曲げ試験について…………… 補足3-1	設備の相違 ・女川は作動方式が止め板方式のため異なる
		補足4 原子炉建屋ブローアウトパネルの開放機能を担保する設計条件について…………… 補足4-1	設備名称の相違
		補足5 原子炉建屋内側ブローアウトパネルの配置と構造について…………… 補足5-1	設備の相違 ・原子炉建屋ブローアウトパネルを構成する止め板及びテンションリングはボルトにて躯体側に固定する設計としており，容易に脱落することはなく，仮に脱落しても影響をあたえる設備はないため作成しない
		補足6 原子炉建屋ブローアウトパネル取付枠内での物理的な干渉について…………… 補足6-1	設備の相違 ・女川は機能要求対象のブローアウトパネルが1枚のため同時開放の検討が不要。取付枠内での物理的な干渉のみ作成
		補足7 原子炉建屋ブローアウトパネルの飛出し挙動について…………… 補足7-1	設備名称の相違

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-200-16 ブローアウトパネル関連設備の設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設備の相違 ・女川の原子炉建屋ブローアウトパネルの開放方向側は，原子炉建屋下屋部分となっており，下屋部分には波及的影響を考慮すべき設備は設置されていないことから作成しない
		補足8 原子炉建屋ブローアウトパネルの保安全管理について……………補足8-1	設備名称の相違
		補足9 原子炉建屋ブローアウトパネル機能確認解析について……………補足9-1	設計の相違 ・女川は3次元FEM解析にて機能要求に対する確認を実施
		補足10 原子炉建屋ブローアウトパネル開放時の設計基準事故時被ばく評価への影響について……………補足10-1	設備名称の相違
		補足11 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の配置と構造について……………補足11-1	設備名称の相違
		補足12 原子炉建屋内圧力解析について……………補足12-1	設備の相違 ・女川の原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は屋内に設置し，主蒸気管破断時の蒸气流路となることから，圧力解析により，設置による影響確認を実施
		補足13 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の技術基準規則第五十四条への適合性について……………補足13-1	設備名称の相違 設備の相違 ・女川のBOP閉止装置は屋内に設置し，紫外線による劣化は考慮する必要がないため

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-200-16 ブローアウトパネル関連設備の設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		補足14 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の保全管理について…………… 補足14-1 補足15 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の機能確認試験要領について…………… 補足15-1 補足16 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の機能確認試験結果について…………… 補足16-1 補足17 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置加振試験体と実機との差異について…………… 補足17-1 補足18 原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置の門ピンと門受の熱膨張による影響について…………… 補足18-1	作成しない 設備の相違 ・女川は加振試験で設備に不具合が発生していないことから，作成しない 設備の相違 ・女川の原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置は加振試験以降に一部設計を変更していることから，加振試験体と実機との差異評価を実施 設備名称の相違 設備の相違 ・女川は加振試験で設備に不具合が発生していないことから，2回目は実施していない 設備の相違 ・女川のBOP閉止装置は，屋内に設置されており，屋外設置の原子炉建屋BOPの開放状態によらず閉止動作が可能な設計のため，強制開放装置を設置していない。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-200-16 ブローアウトパネル関連設備の設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>補足19 ブローアウトパネル関連設備の先行電力との差異 について…………… 補足19-1</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川はブローアウトパネル関連設備の先行プラントとの差異を記載設備の相違 ・女川は加振試験で設備に不具合が発生していないことから、作成しない